

2023年11月8日

1
2 関東学生アメリカンフットボール連盟 理事会 御 中
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13

14 調 査 報 告 書
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26

27 規律委員会 委員長 大 塚 幸太郎
28 委 員 辻 居 弘 平
29 委 員 大 山 茂
30 委 員 関 根 恒
31 委 員 吉 原 和 宏
32
33
34
35

目次

36		
37		
38	第1	本件に関する関東学生アメリカンフットボール連盟の規律委員会..... 1
39	1	規律委員会の設置経緯..... 1
40	2	規律委員会の目的..... 1
41	3	規律委員会の構成..... 2
42	第2	調査の概要 2
43	1	調査実施期間 2
44	2	実施した調査の概要..... 2
45	3	事実認定と罰則適用に関する規律委員会の考え方..... 3
46	第3	調査により規律委員会が認定した事実..... 4
47	1	日大アメフト部の指導体制..... 4
48	2	大麻使用疑惑の発生経緯..... 4
49	3	部員（当時1年生）による自己申告に対する対応..... 5
50	(1)	部員による大麻使用の自己申告5
51	(2)	日大アメフト部による警察相談対応、処分方針の検討.....5
52	ア	日大アメフト部指導陣による警察相談等の対応..... 5
53	イ	警察からの情報提供..... 7
54	4	2023年6月の警察からの情報提供及び調査..... 8
55	5	活動停止処分に係る対応状況..... 9
56	第4	認定した事実に基づく罰則の検討..... 9
57	1	罰則適用の検討 9
58	(1)	根拠事実の認定.....9
59	(2)	各部員に対する罰則適用10
60	ア	罰則規定該当性..... 10
61	イ	罰則適用の相当性..... 10
62	(3)	日大アメフト部（団体）に対する罰則適用11
63	ア	罰則適用の検討..... 11
64	イ	罰則適用に当たって規律委員会が検討した事情と日大アメフト部の対応の 問題点について..... 11
65	(ア)	不祥事発覚時の責任の所在や対応フローの不明確性..... 11
66	(イ)	F顧問の対応..... 12
67	(ウ)	F顧問による報告内容への依拠..... 12
68	(エ)	指導者と部員との間のコミュニケーション不全..... 13
69	(オ)	寮内の環境整備..... 14
70	ウ	罰則の種類等の検討等..... 14
71		

72	2	本委員会の意見	14
73	第5	日大アメフト部に求められることと、再発防止に向けた規律委員会の提言.....	15
74	1	規律委員会が考える「日大アメフト部に求められること」について.....	15
75	(1)	全容解明への努力	15
76	(2)	原因究明への努力	15
77	(3)	部員等と指導者の責任に応じた処分	16
78	(4)	再発防止策	16
79	2	再発防止に向けた規律委員会の提言.....	16
80	(1)	はじめに.....	16
81	(2)	大麻等の違法薬物使用禁止に関する啓蒙.....	17
82	(3)	指導者と部員との信頼関係の構築.....	17
83	(4)	部員や関係者からの内部通報制度の設置とその運用	17
84	(5)	違法行為の疑いが生じた場合の調査体制の構築.....	18
85			

1 **第1 本件に関する関東学生アメリカンフットボール連盟（以下、「当連盟」という。）の規**
2 **律委員会（以下、「規律委員会」という）**

3 **1 規律委員会の設置経緯**

4 2023年7月18日、当連盟に対し、学校法人日本大学（以下「日大」又は「日本大
5 学」という）に所属する日本大学アメリカンフットボール部フェニックス（以下「日大
6 アメフト部」という）に関して、「2022年に中野区に所在する日大アメフト部の寮（以
7 下「本件寮」という）において部員複数名が大麻を吸引していること」等を内容とする
8 匿名の投書があった。この投書は、当連盟だけではなく、公益社団法人日本アメリカン
9 フットボール協会（以下「JAJFA」という）、日本大学本部及び報道機関数社に対しても
10 なされた模様であった。

11 当連盟は日大アメフト部に対し複数回にわたって当該投書文書に係る事実関係の調
12 査と確認を求めたところ、日大アメフト部からの調査・確認結果の回答は、警察の捜査
13 や学内の調査を並行して受けている中での回答であるという制約があることを考慮し
14 ても、なお、必ずしも十分なものではなかった。特に、2022年11月に、大麻と思われ
15 る物を複数の部員と吸引したことを認めた部員がいたにも拘らず、日大アメフト部は
16 警察から立件が困難と指摘され、この使用を認めた部員のみを嚴重注意処分にするに
17 留めたとの趣旨の説明には当連盟として首肯しかねるものがあった。一方で、2023年
18 8月3日に大麻取締法違反の容疑で本件寮に対する捜索・差押がなされ、同月5日には
19 日大アメフト部の3年生の部員1名が大麻取締法違反の容疑で逮捕されるに至った。

20 このような経緯を経て、当連盟は、当連盟に所属する部員の違法薬物の使用疑惑とい
21 う事案の重大性等に鑑み、本件に関する罰則規定の適用の可否を検討するために、2023
22 年8月7日の臨時理事会にて規律委員会を設置することを決定したものである。

23 なお、日本大学は2023年8月8日に記者会見を開催したが、その記者会見の中で日
24 大から、本件は逮捕された部員1名の個人の問題であって他に日大アメフト部で大麻
25 等の違法薬物を使用していた部員は確認できないという趣旨の発言があった。2023年
26 8月10日、日大は日大アメフト部に対する活動停止処分を解除し、日大アメフト部は
27 当連盟に対し秋の公式戦への出場を希望する意思を示したが、当連盟は罰則規定の適
28 用とは別に、日大アメフト部に対し「当面の間の出場資格の停止」の処分をして、この
29 処分は本日現在も継続中である。

30
31 **2 規律委員会の目的**

32 規律委員会の目的は、①日大アメフト部における部員の大麻その他の違法薬物の使
33 用について事実を明らかにすること、②2022年以降、日大アメフト部において、大麻
34 等の違法薬物の使用の疑惑が生じた際に、どのような対応がなされたのかを明らかに
35 すること、③明らかとなった事実を前提に当連盟が科す処罰につき理事会に意見を答
36 申すること、④今後、日大アメフト部に求められることを総括し、かつ、実効性ある再

1 発防止策を検討・提言して当連盟をして各所属チームに周知徹底させること。一である。
2 ただし、当連盟は関東及びその周辺地区の大学のアメリカンフットボール及びフラ
3 ッグフットボール（以下、総称して、単に「アメフト」という）の競技団体であり、捜
4 査機関ではないことは勿論のこと、アメフトを離れた部員個人の領域での行動につい
5 て一次的に責任を負うものではない。本件が、主として本件寮の中での出来事であった
6 ことを考慮しても、基本的にはフィールド（アメフト）を離れた領域における事案であ
7 ることから、本事案の事実関係の解明に関する当連盟の責任及び能力は自ずから限定
8 的なものであると考える。特に、本件は刑事裁判と捜査機関による犯罪捜査が現に進行
9 中であって、併せて日本大学自身が第三者委員会を立ち上げて事実関係を調査中であ
10 ることからすれば、部員個人の違法薬物使用等の有無の判断やその責任如何は、最終的
11 には刑事手続と日本大学（及び日大フェニックス）自身による判断に委ねられるべき事
12 柄であるとするものである。

13 14 **3 規律委員会の構成**

15 規律委員会の構成メンバーは以下の5名である。

16 委員長 大塚 幸太郎（当連盟監事、弁護士）
17 委員 辻居 弘平（外部委員、弁護士）
18 委員 大山 茂（当連盟副理事長）
19 委員 関根 恒（当連盟専務理事）
20 委員 吉原 和宏（当連盟理事）

21 また、規律委員会の調査の実施にあたり、弁護士である辻居弘平委員が代表を務める
22 「みなとみらい総合法律事務所」に所属する以下の2名の弁護士が補助を行った。

23 中村 勘太郎（弁護士）
24 吉沢 洋介（弁護士）

25 26 **第2 調査の概要**

27 **1 調査実施期間**

28 2023年8月10日から10月18日まで

29 30 **2 実施した調査の概要**

31 規律委員会は、日大アメフト部の指導者6名（A監督、B総監督、C助監督、Dチー
32 フディレクター、Eコーチ、F顧問）及び日本大学競技スポーツ部の部長であるG競技
33 スポーツ部長の合計7名に対する事情聴取を実施した。また、当連盟が本件事案につい
34 て日大アメフト部の社員代表であるH氏との間で調査報告を求める文書等のやりとり
35 を行っているため、そのやりとりも参考としている。規律委員会として物的証拠の収集
36 活動は特段行っていない。

1 さらに、規律委員会は、上記調査の結果、大麻等の違法薬物を使用した可能性がある
2 と考えられる部員3名及び卒業生と思われる元部員5名の合計8名から事情聴取を実
3 施すべきと考えて、日大アメフト部に対し、これらの者の氏名等の開示と事情聴取実施
4 の調整を要請した。しかしながら、この点に関し日大側の協力は得られず（捜査中であ
5 ることが理由とのことである。）、これらの部員及び元部員からの事情聴取を実施して
6 いない。また、2023年8月5日に逮捕された部員及び2023年10月16日に麻薬特例
7 法違反の疑いで逮捕された部員に対する事情聴取も実施していない。当連盟が部員及
8 び元部員（以下「部員ら」という）の大麻等の違法薬物使用の有無に関して徹底した事
9 実解明を目指すのであれば、上記の3名の部員及び5名の元部員からの事情聴取の実
10 施は必須であろうが、前述するとおり、規律委員会としては、部員ら個人の違法薬物使
11 用等の有無の判断やその責任如何は、最終的には刑事手続と日本大学（及び日大アメフ
12 ト部）自身による判断に委ねられるべき事柄と考えているため、これらの者の事情聴取
13 を実施しないまま調査を終え、一定の判断をするという結論に至った。

14 以上のことから、部員ら個人の違法薬物使用等の有無に係る当委員会の判断は、十分
15 な証拠によるものとは言い難いことを付言する。

16 17 **3 事実認定と罰則適用に関する規律委員会の考え方**

18 (1) 部員ら個人の違法薬物使用等の有無に関する事実認定については、前述するとおり
19 規律委員会として十分な証拠に当たったとは言い難いこと、かつ、刑事罰が科される
20 可能性のある行為であるにも拘らず、規律委員会の当該部員らからの事情聴取がな
21 されておらず反論の機会を与えていないこと等に鑑み、対象者本人からの事情聴取
22 等の直接証拠に当たらなくても事実認定が十分に可能と考えられる範囲で認定を行
23 った。以上のとおりであるので、規律委員会が認定した事実以外にも、ほかに違法薬
24 物使用等の疑念が生じるような事象が存するかもしれないが、そのような考え得る
25 事象について規律委員会は何も認定していない。全容の解明は、刑事手続と日本大学
26 （及び日大アメフト部）自身の調査及び判断に期待すべきと考える。

27 他方、部員ら個人の違法薬物使用等の疑念が生じたことを受けた、日大アメフト部
28 の指導者の一連の対応については、規律委員会として考え得る十分な調査を行った
29 ものであり、これらの点については、できるだけ詳細な事実認定を行った。

30 (2) 罰則適用についても、部員ら個人の違法薬物使用等についての罰則適用については、
31 規律委員会が十分な証拠に当たったと言い難いこと、当該部員らに反論の機会を与
32 えていないこと、加えて、前述するとおり本件がアメフトを離れた個人の領域に関す
33 る事案であり、かつ、並行して刑事手続や所属する大学の調査と処分が検討されてい
34 ることから極めて謙抑的に考えた。

35 他方で、日大アメフト部の指導者の一連の対応に関連する日大アメフト部に対す
36 る罰則適用については、本件のような事案に当たった場合の組織及び指導者として

1 の在り方は、まさに当連盟が積極的に判断して指針を示すべき事柄であるので、部員
2 ら個人に対するような謙抑的な姿勢でなく、積極的に判断したものである。

3 第3 調査により規律委員会が認定した事実

4 1 日大アメフト部の指導体制

5 日大アメフト部における部員指導の最終的な責任者はA監督である。もともと、日大
6 アメフト部は、重要な事項について、A監督のほかに、B総監督、C助監督、Dチーフ
7 ディレクター、他のコーチ1名及びF顧問の計6名の指導者で協議して決めていた。日
8 大アメフト部では、この6名の指導者を執行部と称していた。なお、執行部の中でフィ
9 ールドにおける部員の競技指導に直接かかわるのはA監督と他のコーチ1名であり、
10 B総監督とC助監督は補助的役割であった。ほかに執行部以外の多数のコーチが部員
11 の競技指導に関わっている。

12 日大アメフト部は日大文理学部の教授の一人が「部長」であり（以下「I部長」とい
13 う）、A監督は、重要事項についてI部長に報告し、その指導・指示を仰いでいた。他
14 方で、日本大学の組織上、日大アメフト部は日本大学競技スポーツ部に属し、その指導・
15 監督に服していた。したがって、A監督は、重要事項についてG競技スポーツ部長に報
16 告し、その指導・監督に服していた。

17 F顧問は、長年の間、日大アメフト部のコーチを務め、監督経験もあり、現在は日本
18 大学文理学部において事務方の要職も務めている。日大アメフト部の現執行部の体制
19 整備（A監督、B総監督及びC助監督の選任など）はF顧問が中心となって関わり、A
20 監督とC助監督自身がF顧問の後輩で学生時代は競技指導を受けていた。このような
21 こともあり、規律委員会としては、調査全体を通じて、他の執行部のメンバーがF顧問
22 に対し、ある種の遠慮をしているように感じられた。F顧問は、「現場のことはA監督
23 からの他の指導者に任せ、自身の役割は後方からアドバイスするに留める」という立ち位
24 置である旨を述べるが、他のメンバーの遠慮について無自覚であるように感じられ、こ
25 のような執行部内での役割に関する認識のひずみが、後述する本件の対応が不十分で
26 あった遠因であるように思われる。

29 2 大麻使用疑惑の発生経緯

30 日大アメフト部のA監督らの指導陣（以下「指導陣」という。なお、主として前述す
31 る6名の指導者による執行部が指導陣となるが、事柄によってはEコーチなどの執行
32 部以外のコーチが重要事項の意思決定や指導に関わったりすることもあるため、「指導
33 陣」と表現する。）は、2022年10月29日に行われた父母会の際に、一部の父母から
34 の質問・要請で、所属部員による大麻使用疑惑を初めて認識した。この質問・要請では、
35 具体的な部員名等の情報提供はなかった。

36 上記質問・要請を受け、日大アメフト部の指導陣は部員全員に対するヒアリングを実

1 施した。ヒアリングの結果、全部員が自己の大麻使用を否定したが、当時の1年生の部
2 員1名が、「噂」として、後の自己申告者（以下「甲部員」という。）と他の4年生3名
3 が大麻を使用していると聞いた旨の情報提供があった。当該情報提供を受け、日大アメ
4 フト部の指導陣は、名前の挙がった各部員に改めて確認したが、やはり全員が大麻使用
5 を否定した。

6 そこで、A監督は、父母会で大麻使用疑惑の質問があったこと、当該質問を受けて部
7 員全員に対する調査を実施したものの部員全員が使用を否定し、特段の疑惑は確認さ
8 れなかったことを日本大学競技スポーツ部のG競技スポーツ部長へ報告した。

9 この時点で、日大アメフト部の指導陣は、部員の大麻使用疑惑に関して噂レベルの話
10 は認識していたものの、全部員が大麻使用について否定したことから、部員による大麻
11 使用に関して確度の高い情報を有しておらず、それ以上の積極的な調査をすることは
12 なかった。

13 14 **3 部員（当時1年生）による自己申告に対する対応**

15 **(1) 部員による大麻使用の自己申告**

16 2022年11月27日の横浜国立大学戦の試合前の練習時に、その当時1年生であつ
17 た甲部員が「2022年7月ころに、（当時の）4年生3名に誘われて大麻と思われるも
18 のを数回、本件寮内で一緒に自己使用した」旨を申告した。甲部員は、「使用した際
19 に、（当時の）4年生が話していた内容からすると、（当時の）別の4年生2名、3年
20 生1名、2年生1名も使用していたようだ。」とも申告した。

21 甲部員の申告を受けて、日大アメフト部の指導陣は、新たに大麻使用疑惑の浮上し
22 た当時の4年生2名、3年生1名、2年生1名（合計4名）から再聴取したが、4名
23 全員が大麻使用を否定した。なお、甲部員と一緒に吸った旨を申告した当時4年生3
24 名については、2022年11月に個別にヒアリングを実施した際に全員が大麻使用を
25 否定していたこともあり、改めて事情を聴取したとしても重ねて否定すると想定さ
26 れることや、その上級生3名が甲選手に対し不当なプレッシャーをかけるおそれ等
27 に配慮し、日大アメフト部の指導陣は、再々聴取は実施しないと判断したとのこと
28 である。

29 このように、日大アメフト部の指導陣は、遅くとも2022年11月27日の段階で、
30 部員の中から大麻使用に関する自己申告がなされたことによって、日大アメフト部
31 の複数部員による大麻等の違法薬物使用に係る相当に確度のある疑惑を認識するに
32 至った。

33 34 **(2) 日大アメフト部による警察相談対応、処分方針の検討**

35 **ア 日大アメフト部指導陣による警察相談等の対応**

36 甲部員による自己申告を受け、日大アメフト部の指導陣は今後の調査等の対応

1 について打合わせをした。その結果、甲部員による自己申告の内容を含めて警察に
2 対応を相談・協議することとなった。しかしながら、日大アメフト部の指導陣内
3 において、本件の問題について誰が責任者として警察への相談対応をするのかに
4 ついて明確な取り決めや制度はなく、また、この打合せの際も、その点を明確にした
5 とは言い難かった。このような状況の中、日大アメフト部の指導者 6 名からの事
6 情聴取によれば、同人らは、甲部員の自己申告に係る大麻等の違法薬物使用の件に
7 関する警察への相談・協議状況について、以下のとおり述べている。

8 - A 監督ら 3 名 :

- 9 ✓ F 顧問が警察関係者及び所轄の成城警察署に対し相談した。
10 ✓ その結果、使用時期から 4 ヶ月あまりが経過していること、物証が存在
11 しないこと、大麻については基本的には現行犯で所持していなければ捕
12 まえることが難しいこと、自己申告者とその他の者の間で供述の食い違
13 いがあること等から、警察としてもこれ以上動くことはできないとの回
14 答を得た。
15 ✓ 上記回答は、F 顧問が A 監督を含む日大アメフト部指導者に対して共有
16 し、いずれの指導者も、警察として動くことができないのであれば対応
17 は難しいと考えた。

18 - B 総監督 :

- 19 ✓ F 顧問が日大アメフト部 OB の警察関係者に対し問い合わせるとのこと
20 であるが、どこの警察署の誰に対して相談するなどの話は聞いていない。
21 ✓ F 顧問から報告を受けた内容は、概ね上記の A 監督ら 3 名と同様である。

22 - F 顧問 :

- 23 ✓ 個人的に知っている警察関係者（日大アメフト部の OB）に対し、一般論
24 として相談した結果、「難しい案件なので、困ったら警察に行くことが一
25 番」、「証拠がなく、証言が曖昧、証言の食い違いがあり難しい案件で、
26 すぐには対応できないだろう。」とのアドバイスを受け、日大アメフト部
27 の他の指導陣に伝えた。
28 ✓ もっとも、一般論として警察関係者に対し相談したに過ぎず、所轄の警
29 察署に対する相談は行っていない。
30 ✓ 相談した警察関係者は、「難しければ所轄の警察署に相談するように。」
31 と述べたので、その旨も A 監督ら日大アメフト部の他の指導陣に伝えた
32 と思う。

33 - E コーチ :

- 34 ✓ F 顧問による報告の場には同席していないものの、A 監督から、「物証が
35 ない以上警察として対応することは難しい」との報告を受けたと聞いた。

36

1 以上のとおり、関係者間で供述の食い違いがあるものの、複数の日大アメフト部
2 の指導者が、F顧問が本件の大麻等の違法薬物使用疑惑の問題を所轄警察署であ
3 る成城警察署に相談し、その結果、上記のような理由で警察として対応することが
4 難しいと報告を受けた旨を供述する。しかしながら、実際には、F顧問は、特段具
5 体的な権限がない警察の職員から一般的なアドバイスを受けたに留まり、所轄の
6 警察署への相談は実施していなかった。したがって、F顧問から、日大アメフト部
7 の他の指導者に対し、警察への相談状況に関する正確な情報は共有されていなか
8 った。一方で、日大アメフト部の指導陣は、F顧問の報告内容に関し、別途所轄の
9 警察署へ問い合わせや確認することはなかった。

10 以上のことから、F顧問を除く日大アメフト部の指導陣は、甲部員が自己申告し
11 た件について、実際には、F顧問が所轄の警察署に対して具体的に相談していない
12 にも拘わらず、成城警察署から、警察として立件する方向に動くことはできない旨
13 の回答を受け、それ以上の警察対応は難しいと認識していたものと思料される。F
14 顧問の認識だけは他の指導陣は異なるが、F顧問自身は、その認識の齟齬に気がつ
15 かなかった旨を述べている。

16 なお、当該時点において、日大アメフト部から当連盟に対して、甲部員による大
17 麻使用の自己申告の件について報告はなされなかった。この点についても、F顧問
18 が所轄の警察署に対して相談していたと認識していたことや、選手個人の個人情報
19 であること等を考慮しての判断とのことであった。

20 21 **イ 警察からの情報提供**

22 2022年12月1日、警察から日大に対し大麻使用の疑惑に関する連絡があり、
23 同日午前10時に警視庁担当者が日大へ来訪した。警察によれば、同年5月及び11
24 月に、ホットラインに対し日大アメフト部における大麻使用に係る匿名通報があ
25 ったとのことであった。もっとも、個人名等は特定できていないため、日大は、警
26 察と協議の上、薬物乱用防止に係る講習会を実施することとなった。

27 警察対応を行ったのは日大副学長及びG競技スポーツ部長が中心であったが、
28 G競技スポーツ部長が警察に対し、甲部員に関する情報を提供又は確認すること
29 はなかった。この点については、G競技スポーツ部長によれば、以下の経緯とのこ
30 とである。

- 31 ✓ 2022年12月1日午前に警察訪問があったが、当該時点において、同年11月
32 27日の甲部員による自己申告に関する件は、日大アメフト部から日本大学競
33 技スポーツ部に対して情報提供・共有されていなかった。
- 34 ✓ 同日午後、警察からの情報提供を受けて、G競技スポーツ部長がA監督と協議
35 した。その際にA監督が、G競技スポーツ部長に対し、甲部員による自己申告
36 の件に関する報告がなされた。報告内容としては、①F顧問が成城署に対応を

1 相談・協議した、②警察からは、物証がなく期間も経過しているため立件する
2 ことは難しいとの回答がなされたとのことであった。

- 3 ✓ そのため、G 競技スポーツ部長は、①同日午前の警察の来訪は、F 顧問による
4 成城署への相談も踏まえてのものであったこと、②警視庁としても成城署へ
5 の相談内容を踏まえても立件は難しいため、薬物乱用防止の講習会を実施す
6 る対策としたことと認識していた。
- 7 ✓ 上記の認識は、F 顧問が所轄の警察署に対し正式に相談していなかったこと
8 が発覚するまで有していたため、日本大学競技スポーツ部として、警視庁に対
9 して甲部員の自己申告の件は、2023 年 8 月頃まで伝えていなかった。

10
11 なお、2022 年 12 月 1 日より前に、日大の指導陣から G 競技スポーツ部長に対
12 し、甲部員による自己申告の件が伝えられたと供述する指導者が存在するが、これ
13 らの供述と G 競技スポーツ部長の供述の何れが正しいのかは不明である。

14 以上から、2022 年 12 月に別途警察（警視庁）からの情報提供があった時点にお
15 いて、日大アメフト部の指導陣は、甲部員による自己申告の件は成城警察署に相談
16 済みであって、警察も個別の立件が困難であるという判断の下で講習会が行われ
17 るに至ったと考え、したがって、自己申告がなされた個別の問題について、それ以
18 上警察に相談しても進展がないと認識し、そのことを理由として、それ以上、日大
19 アメフト部が独自に調査することは事実上困難と考え、実際に独自の調査は行わ
20 なかった。日本大学競技スポーツ部の認識も、概ね、日大アメフト部の認識と同様
21 であった。

22 以上の経緯で、実際には甲部員による自己申告の件は警察に対し何らの具体的
23 な通報、相談がなされていないにも拘らず、日大アメフト部は、甲部員に対しては
24 厳重注意処分のみとし、他の部員（当時の 3 名の 4 年生）に対しては特段処分を
25 実施しなかった。

26 27 **4 2023 年 6 月の警察からの情報提供及び調査**

28 2023 年 6 月 30 日に改めて、警察は、日本大学競技スポーツ部に対し、日大アメフ
29 ト部の部員による大麻使用の疑いが濃厚である旨の連絡をした。その中では、2022 年
30 12 月の情報提供よりもより信憑性の高い情報が提供されていること、具体的には本件
31 寮内で複数人が大麻を使用しているとの情報共有があり、かつ、部の全員に対して調査
32 を実施し、仮に該当者がいた場合には自首するよう対応して欲しい等の要請がなされ
33 た。同時に、警察は、日本大学に対して、大学として踏み込んでしっかりと調査を実施
34 するよう強い要請がなされた。これを受けて、日本大学競技スポーツ部は、2023 年 7
35 月 6 日から 10 日間ほどをかけて寮内の調査、具体的には部員に対するヒアリング及び
36 荷物チェック・寮内ロッカーチェックを実施した。なお、甲部員の自己申告に関する件

1 について、日本大学としては前記3(2)のとおり認識しており、基本的には2022年12
2 月の薬物乱用講習会の実施をもって対応は完了し、警察も承知していたものと認識し
3 ていたため、この段階においても、警察に対して情報が共有されることはなかった。

4 日本大学による調査の結果、3年生の部員（以下「乙部員」という）の部屋から薬物
5 と思われる物品等が発見された。もっとも、同調査期間において、乙部員は大麻をはじめ
6 とする違法薬物の使用を否定した。

7 2023年7月19日の深夜、乙部員はA監督に対し大麻使用の事実を認め、A監督は
8 直ぐに日本大学へ情報を共有した。これを受けて、日本大学から乙部員に対するヒアリ
9 ングが実施され、乙部員が同様に大麻使用の事実を認めたため、そのまま警察による事
10 情聴取や尿検査が実施された。この際、日本大学は2023年7月に実施した調査におけ
11 る押収物や保管物等を警察へ提出した。

12 乙部員については、同時点では逮捕には至らなかったものの、2023年8月3日に本
13 件寮内の捜索・差押が実施され、同月5日に逮捕された。その後、同月22日には再び
14 本件寮内の捜索・差押が実施され、2023年10月16日には、麻薬特例法違反の疑いで
15 4年生の部員（以下「丙部員」という）が逮捕された。

16 17 **5 活動停止処分に係る対応状況**

18 日本大学は、2023年8月5日に日大アメフト部を無期限活動停止処分としたが、同
19 月10日には無期限活動停止処分を解除した（同月8日に記者会見を実施）。その後、
20 2023年9月1日に再び日大アメフト部に対し無期限活動停止処分を課した。

21 当連盟は、日大アメフト部に対し、2023年8月10日に「当面の間の出場資格の停
22 止」の処分を課し、現在、継続中である。

23 24 **第4 認定した事実に基づく罰則の検討**

25 26 **1 罰則適用の検討**

27 **(1) 根拠事実の認定**

28 本件で罰則の適用を検討する根拠事実として、以下の事実が認められる。

29 **事実α** 2022年7月ころ、甲部員（当時1年生）が当時の4年生3名と寮の部屋で大麻を
2~3回使用した。

事実β 乙部員が遅くとも2023年6月ころには、大麻を使用していた。また、寮の自室に
大麻と違法薬物を保管していた。

30
31 なお、事実αは、日大アメフト部において、物証を確認できていないし、規律委員
32 会も同様であり、規律委員会は甲部員から事情聴取していない。しかしながら、甲部

1 員による自己申告がなされたことはA監督の供述から明らかであって、この自己申
2 告は、自己に不利益な事実を告白する内容であること、2023年7月に実施された日
3 本大学競技スポーツ部によるヒアリングにおいても甲選手は同様の供述をし、一貫
4 した供述が認められること、上級生との上下関係がある中で下級生である甲部員が
5 上級生の大麻使用に関する内容を供述するものであること等に照らすと、規律委員
6 会としては、甲部員の自己申告が十分に信用に足るものであって、罰則適用の根拠事
7 実として事実 α を優に認定できる。

8 事実 β については、規律委員会は、乙部員から直接事情を聴取していないが、本件
9 寮の乙部員の部屋から大麻草と思われるもの等が発見された経緯や、その後になっ
10 て、乙部員が自ら事実を認めたことなどに関するA監督とG競技スポーツ部長の供
11 述内容は十分に信用できる。したがって、罰則適用の根拠事実として事実 β を優に認
12 定できる。

13 なお、2023年10月16日に逮捕された丙部員の大麻等の違法薬物使用の件につい
14 ては、前述するとおり規律委員会は部員からの事情聴取を実施していないこともあ
15 って、報道のほかに証憑がないため認定しない。このように規律委員会が根拠事実と
16 して認定するのは事実 α 及び事実 β のみであるが、このことは、規律委員会が、他に
17 日大アメフト部において部員の大麻等の違法薬物使用がなかったという認定をする
18 ものではないことを念のため付言する。

20 (2) 各部員に対する罰則適用

21 ア 罰則規定該当性

22 上記の事実 α 及び事実 β の何れも、その一部は、大麻取締法違反等の犯罪行為を
23 構成する事実であり、また、秩序風紀を乱し社会的にも大きな影響を与えた行為で
24 ある。したがって、罰則規定第2条4号（本連盟または加盟する団体・個人の秩序
25 風紀を乱したとき）及び5号（刑罰法規に抵触する行為を行ったとき）に該当する
26 行為である。

27 28 イ 罰則適用の相当性

29 もっとも、部員個人に関しては以下の事情が見受けられる。

- 30 ✓ 本件において罰則の適用対象となる対象となる行為は、アメリカンフットボ
31 ールのプレー中乃至プレーに関連する出来事ではなく、本来的には私人とし
32 ての違反行為であること
- 33 ✓ 日本大学（第三者委員会）による調査も並行している中で、学生に対する処分
34 としては、本来的には、当該学生の所属大学たる日本大学による判断に委ね
35 ることが適切であること
- 36 ✓ 捜査当局による捜査も進行している中で、刑事罰に反したことの本来的な処

1 分は捜査当局をはじめとする機関に委ねることが適切であること

- 2 ✓ 特に乙部員については、報道等もなされており社会的な面においても相応の
3 制裁を受けているものと考えられること

4
5 以上の事情に加え、規律委員会が甲部員と乙部員の何れからも事情聴取を実施し
6 ておらず両名に反論の機会を与えていないことに鑑み、規律委員会としては、学生ス
7 ポーツに関して所管する当連盟として、部員個人に対して、本件について罰則規定に
8 基づく罰則を科することは相当でないと思料する。

9 10 **(3) 日大アメフト部（団体）に対する罰則適用**

11 **ア 罰則適用の検討**

12 日大アメフト部（団体）に対する罰則適用にあたっては、前記(1)のとおり、当連
13 盟に加入する個人による違反行為が認められるところ、罰則規定第6条に基づき
14 罰則を科することを検討する。

15 ※ なお、前提として、本条の処罰について、違反行為を行った個人に罰則が
16 科されない場合に、団体に対して罰則を科すことには特段の問題はないも
17 のと解される。

18 19 **イ 罰則適用に当たって規律委員会が検討した事情と日大アメフト部の対応の問題** 20 **点について**

21 本件で認定された事実関係やその他関係者に対する事情聴取の結果を踏まえる
22 と、本件における日大アメフト部の対応には、以下の点で問題が認められると思料
23 する。

24 25 **(ア) 不祥事発覚時の責任の所在や対応フローの不明確性**

26 上記第3の3(2)アで認定した事実のとおり、甲部員による自己申告に係る件
27 についての警察への相談と協議の結果について、F顧問から他の日大アメフト
28 部指導陣に対する情報共有が正確になされていなかったことが認められる。そ
29 もそも、日大アメフト部内において、本件のような不祥事対応として、日本大学
30 （競技スポーツ部）への報告責任者はA監督であるとされていたが、そのほか
31 に、警察への相談責任者や各責任者を補佐する役割等は明確には定まっていな
32 かったし、本件の事象に当たって執行部の間で、そのような責任者や役割を決
33 めることもなかった。また、日本大学競技スポーツ部への報告も、基本的にA監
34 督が実施していたものの、口頭での報告に留まる場合もあり、明確な報告フロ
35 ー等に係る取り決めや制度は存在していなかった。

36 このように責任者の所在や不祥事発覚時の体制、対応フローが不明確であつ

1 たことが、日大アメフト部内でさえ情報が正確に共有されなかった事態を招き、
2 結果として、甲部員による自己申告がなされた件やその内容が、適時・適切に日
3 本大学及び警察に対して情報共有されなかったものと考えられる。
4

5 **(イ) F顧問の対応**

6 F顧問自身は否定するが、F顧問は、他の日大アメフト部の執行部のメンバー
7 に対し、自らが所轄の成城警察署に相談して、その相談の結果、立件が困難で警
8 察は動くことができないと伝えられた旨を話した。F顧問が、故意に、そのよう
9 な虚偽の事実を伝えたとまでは考えにくく、おそらく誤ってそのように伝えて
10 しまったということなのだと考えられる。しかしながら、本件のような重大な事
11 案に関して、指導者として、そのような、いわば単純なミスコミュニケーション
12 を生じさせ、結果として日大アメフト部の対応を誤らせたことは極めて軽率で
13 あった。F顧問は、2023年4月から日大アメフト部の顧問という肩書であって
14 役員ではないが、実際には、前述するとおり、2022年以前から日大アメフト部
15 の監督等の人選に積極的に関わり、A監督をはじめとする日大アメフト部の他
16 の執行部のメンバーが遠慮するような存在でさえあって、重大事項に係る意思
17 決定に関し、事実上、一定の決定権限や影響力を有していたと考えられる。また
18 F顧問は、本件の重要な場面に立ち会うなどして関与していたのである。したが
19 って、本件の日大アメフト部の調査等の対応について、事実上、大きな権限と責
20 任を有していたものと考えられるが、そのようなF顧問が、その事実上の権限や
21 責任をきちんと自覚することなく、いわば軽率かつ無責任な発言によって日大
22 アメフト部の指導陣の対応方針を不適切な方向に向かわせてしまったのであり、
23 日大アメフト部自体の組織としての過失責任は小さくない。
24

25 **(ウ) F顧問による報告内容への依拠**

26 上記(ア)(イ)のとおり、責任の所在や対応フロー等が不明確であったこと
27 に起因して、日大アメフト部の指導陣内ですら情報が正確に共有されなかった
28 こと、F顧問の軽率な発言があったことに加え、本件においては、日大アメフト
29 部の指導者各人がF顧問による報告内容に必要以上に依拠したことも本日まで
30 の事態を招いた原因と考えられる。すなわち、F顧問から、警察として動くこと
31 は難しいとの回答があったとの報告を受け、日大アメフト部としては、それ以
32 上の調査を実施することは困難であると判断している。

33 本来であれば、仮に刑事的な立件が本当に困難であったのだとしても、大学
34 ないしは所属運動部という教育機関としての適切な対応方法を模索して、別途
35 所轄署に対して相談することや、しかるべき専門家(いわゆるスクールローヤ
36 ーや学校法人の総務担当など)に助言を仰ぐことも考えられる。しかしながら、

1 本件においては、甲部員による自己申告に係る件に関して、追加の所轄署への
2 相談や、専門家等へ助言を仰ぐ等の対応は特段なされず、F顧問による報告内
3 容に過度に依拠し、特段の対応がなされなかった。また、そもそも、大麻の自己
4 使用を申告し、かつ、一緒に数名が吸引したと申告する者がいるにも拘らず、警
5 察が、その自己申告者から直接事情聴取を行わず、かつ、客観的証憑の収集活動
6 すらしていない段階で、「立件できない」などと述べて捜査の端緒にすらしてく
7 れないなどということは、常識的には考え難いことで、F顧問以外の日大アメ
8 フト部の指導者は、F顧問の説明に疑念を抱くべきであったともいえる。なお、
9 F顧問による問い合わせの詳細について追加で確認することはなかった点（具
10 体的には、F顧問による報告に対して他の指導者が誰も追加の確認・追及をし
11 なかった点）については、指導者間における上下関係等も作用していたと考え
12 られるが、この点については、(ア) のとおり責任の所在が明確に定まっていな
13 かったことも寄与しているとも考えられる。

14 15 **(エ) 指導者と部員との間のコミュニケーション不全**

16 更に、日大アメフト部においては、甲部員による自己申告前にも、2022年11
17 月の時点で、所属部員全員に対するヒアリングを実施し、当該ヒアリングにお
18 いて、全部員が大麻等の違法薬物の使用を否定している。もっとも、当該ヒアリ
19 ングにおいては、甲部員と他の当時の4年生3名が大麻使用しているとの「噂」
20 は共有されている。また、甲部員の申告内容に出てきた他の4名に対する追加
21 ヒアリングでも結局のところ全ての部員が大麻等の違法薬物の使用を否定して
22 いる。この点について、指導者への事情聴取によれば、聴き取り調査の際には、
23 各学生へのプライバシー等にも配慮しつつ、他の部員との供述との整合性を問
24 いかける等のヒアリングは行われていないし、積極的に物的証拠の存否を確認
25 するような調査方法も取られていない。このように、日大アメフト部の指導陣
26 によるヒアリングにおいては、「正直に話してくれることを待つ」という受動的
27 な姿勢である。規律委員会が事情を聴取した指導者は、おしなべて、学生から事
28 情聴取を実施するに際し、「犯人扱い」と受け止められてパワーハラスメントと
29 主張されてしまうリスクに言及していた。他方で、指導者からは「部員に信用さ
30 れていない」という趣旨の発言もあり、日大アメフト部の部員の指導者に対す
31 る信頼関係の構築が困難になっていたとの事情が垣間見えた。近年の日大アメ
32 フト部の指導者及び指導体制の度重なる変更起因するのかもしれないが、日
33 大アメフト部は、指導者及び指導体制の変更が部員のために真に必要なもので
34 あったのであれば、部員から見て「大人の事情」によるものではなく、部員のため
35 になされたことを部員に寄り添って真摯に説明するなどしてコミュニケーション
36 を図り、信頼関係の構築に努めるべきであると考えられるが、果たして、そ

1 のような努力が尽くされていたかどうか疑問なしとしない。

2 刑事的な立件の可否の観点のほかにも、本件のような不祥事発覚時には、他
3 の部員の供述との整合性を正すなどの積極的な調査を実施し、教育的な指導を
4 実施することも考えられるが、係る調査や指導が部員に無理なく受け入れられ
5 るためには、日ごろから、指導者が部員との間で適切なコミュニケーションを
6 取って信頼関係が築かれていなければ困難であるところ、本件では、そのよう
7 なコミュニケーションが十分でなかったために、受動的な調査に終始したの
8 ではないかとの疑念がある。

9 10 **(オ) 寮内の環境整備**

11 上記の他、そもそも日大アメフト部の本件寮内の環境として、飲酒や窃盗等
12 の問題は従前から指摘されており、指導者による住み込み等の対応はなされて
13 いたものの、本件寮内ではごみが散逸している等、環境面・衛生面においても十
14 分な対応がなされていないことが確認された。

15 このように、十分な管理が行き届いていない住環境が、本件寮内における大
16 麻使用の温床となった可能性もある。

17 18 **ウ 罰則の種類を検討等**

19 以上のことに鑑みると、少なくとも、2022年11月27日に甲部員による自己申
20 告があった段階で、不祥事対応に係る対応方針が確立しており、日大アメフト部の
21 指導陣において適切な対応や情報共有（日大アメフト部内における情報共有、日本
22 大学への情報共有、警察への情報共有）がされていれば、より早期に問題が発覚し、
23 部員による大麻等の違法薬物使用の状態が長期化することを抑止できたと考えら
24 れる。

25 その他、F顧問の軽率な言動があり、他の指導者も、これを盲従するなどした結
26 果、指導陣による初期的な調査や対応が全く十分ではなかったことや、本件寮内の
27 住環境の管理が不十分であったことが起因して、本日までの事態を生じさせ、結果
28 として部員による違法行為を止めさせることができず、また、大学アメフトそのも
29 のに対する評価を著しく下落させたと考えられる。

30 そのため、前記(2)のとおり部員個人に対しては罰則を適用すべきではないと考
31 えるが、日大アメフト部（団体）に対しては、その組織的な体制や不祥事が生じた
32 場合の対応方法等について十分な反省を促す必要があり、罰則規定第3条2号に
33 基づき戒告（譴責）処分を科すことが相当と思料する。

34 35 **2 本委員会の意見**

36 以上の理由から、規律委員会としては、以下のとおり答申する。

1 - 対部員に対する罰則：

2 罰則を適用することは相当でない

3 - 対団体（日大アメフト部）に対する罰則：

4 罰則規定第3、6条に基づき、戒告（譴責）処分を科すことが相当

7 第5 日大アメフト部に求められることと、再発防止に向けた規律委員会の提言

8 1 規律委員会が考える「日大アメフト部に求められること」について

9 (1) 全容解明への努力

10 日大アメフト部は、2022年以降の部員らによる大麻等の違法薬物の使用の全容を
11 解明するための最大限の努力をなすべきである。

12 現在、捜査機関による捜査がなされており、日大及び日大アメフト部は捜査に協力
13 しているとのことであって、全容解明の多くの部分は、事実上、刑事手続に委ねられ
14 ているが、このことは、日大アメフト部が自ら全容解明の努力をする必要がないとい
15 うことを意味するものではない。そもそも大麻の単純使用は犯罪とならず刑事立件
16 されることはないが、罰則規定第2条4号に定める「秩序風紀を乱した」に該当する
17 ことは明らかで、捜査結果に拘わらず、日大アメフト部は部員の大麻の単純使用につ
18 いての事実解明に自ら努めるべきである。また、捜査機関の起訴不起訴の判断は、物
19 的証拠の有無や犯情等による微妙な判断となり、不起訴のケースであっても、実際
20 には被疑者が犯罪に関与していることも少なくないのであって、その意味で全容解明
21 を刑事手続に全て委ねることは相当ではない。また、日大の第三者委員会で行われて
22 いる調査の目的や対象は規律委員会の知るところではないが、部員等の違法薬物使
23 用の事実の有無を調査の対象としていない場合には勿論のこと、調査対象としてい
24 る場合であっても、日大アメフト部自身がかかる調査をすることは、第三者委員会の
25 調査の妨げとならない限り何ら矛盾するものではない。

26 規律委員会は、捜査機関でない日大アメフト部がなしうる調査に限界があること
27 は承知しているが、それでもなお、日大アメフト部は、自身がなしうる調査を尽くす
28 努力をすべきと考える。

30 (2) 原因究明への努力

31 日大アメフト部は、本件の部員らによる大麻等の違法薬物の使用が生じた原因を
32 究明する最大限の努力をなすべきである。なお、本件の調査を通じて、日大アメフト
33 部の指導者から、日大アメフト部の寮生活において、部員の飲酒、喫煙等の生活の乱
34 れが見られていたという言及がなされている。違法薬物の使用が、そのような生活の
35 乱れと関係があるのか、何故、生活の乱れが生じていたのかについて、踏み込んだ検
36 証がなされるべきである。

1 また、日大アメフト部は本件の指導者の一連の対応が十分でなかった原因を究明
2 することについても最大限の努力をなすべきである。本件の調査を通じて、日大アメ
3 フト部の指導者は、違法行為の疑いのある学生から事情聴取を実施することの困難
4 性（例えば、「犯人扱い」と受け止められてパワーハラスメントと主張されてしまう
5 ことなど）に言及している。規律委員会としても、ハラスメントに対する社会の厳し
6 い目があり、かつ、指導者層と部員との世代間ギャップがある中で、日大アメフト部
7 の指導者の言及する困難性や、それに伴うリスクは承知している。しかしながら、日
8 大アメフト部が、かかる困難性に伴うリスクを過度に恐れていなかったか、そのこと
9 が本件のような重大な違法行為が問題となった場合に求められる必要な調査を尽く
10 すことの障害とならなかったか検証がなされるべきであろう。

11 真の原因究明が適切になされるのであれば、それは(4)で述べる再発防止策を構築
12 する上でも有益となる。

13 14 **(3) 部員等と指導者の責任に応じた処分**

15 日大アメフト部は、刑事手続の結果と第三者委員会の調査結果を踏まえ、かつ、本
16 件の部員らによる大麻等の違法薬物使用に関する自らの調査の結果として明らかにな
17 った事実に基づいて、違法薬物使用等の違法行為を行った部員に対し、その責任に
18 応じた適切な処分をなすべきである。

19 また、前述するとおり、規律委員会は本件において日大アメフト部の指導者による
20 調査や対応に問題があったと考えるものであり、日大アメフト部は指導者の対応に
21 ついて真摯に反省し、その責任に応じた適切な処分をなすべきである。

22 23 **(4) 再発防止策**

24 日大アメフト部は、本件のような部員らによる大麻等の違法薬物の使用をさせな
25 いよう、また、万が一、今後、同様の事案が生じた場合に適切な対応を取ることがで
26 きるよう再発防止策を講じるべきである。この再発防止策については、2で述べる再
27 発防止に向けた規律委員会の提言を参考にしていきたい。

28 ところで、日大アメフト部は、従前からアメフトの競技面のみならず、社会的にも
29 多くの優れた人材を輩出してきたものであって、規律委員会としては、かかる多くの
30 人材の能力を結集し、かつ、日大からの協力を得ることができれば、日大アメフト部
31 が再発防止策を構築し、再び信頼を回復することができるものと信ずるものである。

32 33 **2 再発防止に向けた規律委員会の提言**

34 **(1) はじめに**

35 大麻等の違法薬物使用は、近年、インターネットなどで簡単に入手できる環境にあ
36 ることなどから若年層の間で浸透しており、本件の問題は日大アメフト部だけでな

く、当連盟に加盟するすべての団体は、決して他人ごとと捉えるのではなく、自らも関係する問題として、積極的に、その防止に取り組んでもらいたい。

(2) 大麻等の違法薬物使用禁止に関する啓蒙

まずは、大麻等の違法薬物使用禁止に対する啓蒙活動を実践することが不可欠である。違法薬物の危険性に関する正確な知見を部員に理解させることが肝要であって、できるだけ、専門家等のセミナーや講演などを実施すべきである。予算等に限りがあり自ら実施することが難しい加盟団体であれば、例えば一般社団法人大学スポーツ協会 (UNIVAS) などが実施しているセミナーを受講させることなども検討してもらいたい。なお、近時、国際的に大麻解禁論があるが、実際に大麻が若年層の健康等に悪影響を与えていると考えられること、大麻はあらゆる違法薬物のゲートウェイとなっている実態があることから、規律委員会は大麻解禁論には与しない。

(3) 指導者と部員との信頼関係の構築

日頃から指導者が部員との関係で健全な信頼関係を構築させることは、部員による違法行為を事前に抑止することにつながり、また、万が一、部員による違法行為の疑いがある場合でも敢然と適切な調査を実施することに資すると考える。少子化や学校現場の変化の影響を受け、また、デジタル世代と言われ人間関係がやや希薄である現在社会に育った学生の気質は多様で、かつ、一般的な指導者層が学生であった頃とは相当に異なる。そのような中で、指導者が部員と信頼関係を構築することは困難を伴う。指導者に熱意があれば部員が理解してくれるという単純なものではないし、すぐに良い関係を築くことは極めて困難であろう。指導者は、じっくりと時間をかけて、部員の個性を理解しながら、正直に、かつ、公平に選手と向き合い、創意工夫をもって信頼関係を構築すべきである。

(4) 部員や関係者からの内部通報制度の設置とその運用

違法薬物等の使用だけの問題に留まるものではないが、一般に閉鎖的な団体である運動部においては内部からのチェックが効きにくい。例えば、各チームの内部で違法行為を現認した者がいても、報復を恐れて指導者に伝えることをためらうというケースが少なくない。適切に自浄作用を働かせるためには、内部通報制度の設置と、その適切な運用が不可欠である。加盟団体が自ら内部通報制度を設けることは人的・物的制約があって難しいとしても、多くの大学で内部通報制度が設けられているし、JAFPA でも内部通報制度がある。また、UNIVAS にも各種の相談窓口が存在する。このような制度が存在するということが部員にきちんと周知させることによって、内部通報制度を適切に運用することが可能になることに留意されたい。

1 **(5) 違法行為の疑いが生じた場合の調査体制の構築**

2 本件では、日大アメフト部の調査対応の問題性について指摘しているところであ
3 る。規律委員会としても、本件で日大アメフト部の指導者が直面したジレンマ、すな
4 わち、部員を犯人扱いする等の厳しい調査によって生じる様々なリスクを回避しな
5 がら調査を進めることの困難性については承知している。しかしながら、やはり、そ
6 のような、いわば現代的課題を克服しながら有効かつ適切な調査体制を整えること
7 が肝要であると考える。

8 まず、違法行為の疑いが生じた場合の調査対応の責任者を予め決めておき、責任の
9 所在を明確にする必要がある。できれば現場の監督やヘッドコーチが調査対応の責
10 任者となることは避けた方がよいと考えるが、人的資源の関係からそれが難しい場
11 合でも、監督やヘッドコーチ等の責任者を実質的に補佐する人材を決めておくこと
12 が望ましい。

13 次に、平時から大学側との適切なコミュニケーションを取って連携を図って、違法
14 行為の疑いが生じた場合の情報共有の仕方や対応方法等について予め決めておき、
15 実際に違法行為の疑いが生じた場合には、予め決めた枠組みに沿って速やかに意思
16 疎通を図り、必要ならば大学の協力を得ながら対応に当たることが大切である。大学
17 には学生の生活指導の専門的知見を備えた組織や人材がいる筈であって、加盟団体
18 が、その属する大学と連携して協力を得ながら対応することは極めて有益である。

19 また、困難事案の場合には、調査のはじめから然るべき専門家（いわゆるスクール
20 ローヤーの活用や学校法人の総務担当など）の援助や助言を受けながら計画的に調
21 査する体制を整えることが必要である。

22 有効かつ適切な調査のノウハウを習得することは困難な課題である。指導者は選
23 手との信頼関係を基礎としながらも、「正直に話してくれることを待つ」という受動
24 的な姿勢だけで適切な調査ができるわけではないことを認識すべきである。客観的
25 な証憑収集は重要であり、事案に応じた客観的証憑の収集に努め、然るべきタイミン
26 グで客観的証憑と部員の言い分との整合性を問いかける等のノウハウを集積するな
27 どして、調査能力の向上に努めるべきであると考える。

28 以 上